

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年10月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第61号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則
香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(地方バス路線の運行を維持するための補助金等) 第35条の2 略 2 条例第91条の5第1項の規則で定める路線は、<u>地域住民の生活上必要な路線の運行を維持するため知事が交付する補助金の交付の対象となる路線（知事が別に定めるものに限る。）とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>7 略</p> <p><u>(自動車取得税が非課税となる一般乗合用のバスに係る路線)</u> 8 条例附則第31項に規定する規則で定める路線は、<u>第35条の2第2項に規定する路線とする。</u></p> <p><u>(特別還付金の申請期間の起算日)</u> 9 条例附則第43項に規定する規則で定める日は、平成23年10月11日とする。</p>	<p>(地方バス路線の運行を維持するための補助金等) 第35条の2 略 2 条例第91条の5第1項の規則で定める路線は、<u>運行の維持が困難になっている路線として知事が別に定める基準に該当するもののうち、一般乗合用のバスの運行に係る路線にあっては知事が地域住民の生活上必要と認めて指定する路線とし、一般貸切用のバスの運行に係る路線にあっては地域住民の生活に必要な路線が、輸送人員の減少等により運行の維持が困難となったため、廃止された場合において、当該廃止された路線に代わるものであると知事が認める路線とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>7 略</p>

第2

改正後	改正前

附 則

(自動車取得税が非課税となる一般乗合用のバスに係る路線)

- 8 条例附則第33項に規定する規則で定める路線は、第35条の2第2項に規定する路線とする。

(特別還付金の申請期間の起算日)

- 9 条例附則第45項に規定する規則で定める日は、平成23年10月11日とする。

附 則

(自動車取得税が非課税となる一般乗合用のバスに係る路線)

- 8 条例附則第31項に規定する規則で定める路線は、第35条の2第2項に規定する路線とする。

(特別還付金の申請期間の起算日)

- 9 条例附則第43項に規定する規則で定める日は、平成23年10月11日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、平成23年10月20日から施行する。